慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 明治後期における中等教育と高等教育とのアーティキュレーション |
| Sub Title | Articulation between secondary and higher education in Japan from the 1880s to the 1900s |
| Author | 吉野, 剛弘(Yoshino, Takehiro) |
| Publisher | 慶應義塾福沢研究センター |
| Publication year | 2014 |
| Jtitle | 近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.31, (2014. ) ,p.109- 129 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特集 : 近代日本の中等教育<br>論説 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20140000-0109 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第三十一巻（二〇一四年）
特集　近代日本の中等教育

# 明治後期における中等教育と高等教育とのアーティキュレーション

吉野剛弘

## はじめに

本論は、明治後期、具体的には一八八六（明治一九）年の中学校令以降の中等教育と高等教育とのアーティキュレーションの変容を明らかにする。法令上は尋常小学校から帝国大学に至るまで一直線につながる学校階梯が定められたものの、現実問題としてはそれが十分に機能していたとはいえない時期から、学校階梯が確立し、それを順当に進んでいけば最高学府に到達することが可能となった時期が、本論が検討対象とする時期である。

分岐型学校系統をとった近代日本において、中等教育と高等教育との接続関係は多様である。中等教育段階

においては、性別や教育内容、その後の進路などによって多様な学校が存在し、高等教育段階においても帝国大学を頂点として多様な学校が存在していた。多様なものと多様なものとの接続関係である以上、接続不能な関係を除いたとしてもその関係は極めて多様である。

しかし、本論ではその中でも「（尋常）中学校」と「高等（中）学校」との関係を中心に検討を進めていく。最高学府までの進学を考えたとき、「（尋常）中学校―高等（中）学校―帝国大学」というルートが、当時の男子青年にとって最も正統な進路であったからである。また、高等（中）学校入学が帝国大学への入学を事実上保証していた中では、（尋常）中学校と高等（中）学校との接続関係が最も問題となったからである。さらに結論を先取りしてしまえば、明治後期の中等教育と高等教育とのアーティキュレーションの歴史は、まさにこのルートが正統なものとして確立、収斂していく歴史なのである。(1)

寺崎昌男は、ピラミッドの頂点に当たる学校が存在せず、中学校が進学ルートの中に位置づいていなかった明治十年代から、法制度の整備とそれにともなう私学の相対的な地位の低下により、正系ルートが確立していく過程を、主として高等教育の面から明らかにした。(2) そのように収斂していった高等教育機関に対して、中等教育機関がどのように対峙していったのかを明らかにすることが、本論で企図することである。そこで、本論では以下の二つの視点から当時のアーティキュレーションの様相を検討していく。

第一に学力問題である。一八八六（明治一九）年の諸学校令により、尋常小学校から帝国大学にいたるまでが間断なく接続されるようになった。しかし、帝国大学から逆算されるトップダウンの学力要求と、尋常小学校から積み上げた結果としてのボトムアップの学力到達度には大きな懸隔があった。この懸隔が消滅していく――ただし真の意味で消滅していたことを意味しない――過程を検討する。いうなれば、いかに「学校と学校

とをつなぐか」という点からの検討が第一の視点である。

第二に完成教育をどう施すのかという点である。これは一つの学校種としてその独自性をどのように打ち出すかということである。第一の視点に関連していえば、いかに「学校と学校を切り離すか」という点からの検討が第二の視点である。一八八一（明治一四）年の中学校教則大綱により「中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メ」の機関であると定められてから、（尋常）中学校には準備教育と完成教育との二つの機能が課せられることになった。その後の一八九九（明治三二）年の中学校令では「高等普通教育ヲ為ス」機関として、実業学校との差別化が図られたのだから、準備教育への傾倒は必然ともいえる。しかし、中学校の準備教育機能が強調されればされるほど、高等教育機関の意のままに機能しさえすればよいことになり、中学校の独自性、自律性は弱まることになる。中学校における完成教育の位置づけは、学校階梯の中で中学校がどのような意味を持つのかを考える上で重要な問題であり、また必然的に高等教育とのアーティキュレーションに欠かせない準備教育にも影響を与えることになるのである。

本論では明治後期を三つの時期に分けて検討する。第一に進学ルートが明確だったとは言い難い諸学校令期（明治二十年代前半）、第二に学力問題が徐々に解消に向かう高等学校令以降（明治二十年代後半から明治三十年代前半）、第三に進学ルートが確立してくる一九〇〇年代（明治三十年代後半以降）である。

## 一、諸学校令期（明治二十年代前半）

### （一）尋常中学校と高等中学校の学力的な断絶

一八八六（明治一九）年の諸学校令により、尋常小学校から帝国大学までが一直線につながることになった。中学校令が規定したのは尋常中学校と高等中学校なので、法令上の中等教育と高等教育との境界は高等中学校と帝国大学の間に存在することになる。しかし、実際に大きな懸隔が存在したのは、尋常中学校と高等中学校との間であった。

高等中学校は、第一（東京）、第二（仙台）、第三（京都）、第四（金沢）と第五（熊本）の五つの官立学校と、諸学校通則により設置された山口、鹿児島の二校を合わせて、計七校であった。これらのうち、第一高等中学校は東京大学予備門、第三高等中学校は大阪中学校を前身とする大学分校をもとにして設置されている。これらの前身校は、その卒業後に東京大学への進学が可能であったが、一方でその入学に際して特定の学歴を要求しない、つまりは東京大学から逆算されて設置された学校である。中学校令によって設置された高等中学校ではあったが、一部の学校の出自から考えても、後述する入学難の実態から考えても、明らかに帝国大学から逆算された高等教育寄りの機関である。

一方の尋常中学校は、明治十年代の中学校教則大綱や中学校通則により整備が図られたが、その設置にあたってしばしば持ち出されたのは、小学校卒業後の教育機関としての必要性である。[3] つまり、小学校からの積み上げの結果設置された学校である。

法令上では、トップダウンの高等中学校と、ボトムアップの尋常中学校がちょうどつながることになっていたが、現実はそうなってはいなかった。必然的に高等中学校はその入学者の学力を確認する必要に迫られ、尋常中学校卒業生を単純に入学させることはなかった。さらにいえば、一八八六（明治一九）年の高等中学校ノ学科及其程度では、「高等中学校ノ第一年級ニ入ルコトヲ得ヘキモノハ品行端正身体健康年齢満十七年以上ニシテ尋常中学校ヲ卒業シタルモノ若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スルモノトス」（第六条・傍線は引用者による）と定められており、尋常中学校を卒業することなく入学することすら可能だったのである。その意味で東京大学予備門時代と変わりはなかった。

その高等中学校の本科は、慢性的な定員割れ状態であった。学力の懸隔が存在した以上、本科に入学させるわけにはいかなかったのである。しかし、大学予備教育機関が東京と大阪にしかないという状況を打破するために、学区制を敷いて全国的に優秀な人材をリクルートできるようにしたのが高等中学校である。学力の不足している者を入れるわけにはいかない一方で、一向に人材が集まらない状況を放置することもできなかった。

その結果設置されたのが、予科であり、予科補充科であった。三年制の予科は、本科に入学できない者を収容した。表1を見れば、本科よりも予科の方が多くの生徒を収容していたことが分かる。二年制の予科補充科は、予科に入学できない者を収容した。全ての高等中学校に予科が設置されたが、東京大学予備門を前身とする第一高等中学校には予科補充科は設置されなかった。東京を頂点とする学校間格差は、この段階ですでに存在していたのである。

予科や予科補充科という救済措置のような課程が存在しても、高等中学校への進学は容易ではなかった。そのような中で、予備校の存在が要請されることになった。そもそも高等中学校には尋常中学校卒業相当の学力

表１　高等中学校の在学者

| | | 第一 | 第二 | 第三 | 第四 | 第五 | 山口 | 鹿児島 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1886（明治19） | 本科 | 413 | | | | | | |
| | 予科 | 776 | | 149 | | | | |
| | 予科補充科 | | | 247 | | | | |
| 1886（明治20） | 本科 | 344 | | 11 | 6 | | | |
| | 予科 | 704 | 47 | 196 | 81 | 82 | 75 | |
| | 予科補充科 | | | 112 | | | | |
| 1886（明治21） | 本科 | 381 | | 22 | 17 | | | |
| | 予科 | 679 | 52 | 291 | 99 | 98 | 117 | 74 |
| | 予科補充科 | | 173 | 99 | 135 | 162 | | 215 |
| 1886（明治22） | 本科 | 377 | | 49 | 29 | | 6 | 4 |
| | 予科 | 703 | 78 | 293 | 110 | 91 | 133 | 95 |
| | 予科補充科 | | 245 | 116 | 64 | 107 | | 113 |
| 1886（明治23） | 本科 | 385 | 13 | 117 | 40 | 15 | 22 | 5 |
| | 予科 | 736 | 137 | 352 | 115 | 120 | 135 | 96 |
| | 予科補充科 | | 252 | 133 | 100 | 159 | | 105 |
| 1886（明治24） | 本科 | 413 | 24 | 150 | 44 | 55 | 34 | 9 |
| | 予科 | 714 | 220 | 351 | 135 | 155 | 155 | 82 |
| | 予科補充科 | | 156 | 29 | 94 | 164 | | 124 |
| 1886（明治25） | 本科 | 366 | 25 | 190 | 39 | 83 | 34 | 16 |
| | 予科 | 598 | 294 | 347 | 177 | 200 | 188 | 80 |
| | 予科補充科 | | 68 | | 59 | 145 | | 161 |
| 1886（明治26） | 本科 | 384 | 50 | 196 | 60 | 107 | 37 | 28 |
| | 予科 | 553 | 346 | 284 | 255 | 263 | 223 | 67 |
| | 予科補充科 | | | | | 40 | | 134 |

各年度の『文部省年報』より作成
医学部などの専門学部は含まない

があれば入学できたのだから、その種の予備校に通って学力さえ付ければ、何ら問題はなかったのである。一八八八（明治二一）年度の『文部省年報』には以下のような記述が見られる。

独リ東京府下ノ東京英語学校共立学校成立学舎等ハ主トシテ英語ヲ教授シ官立専門学校若クハ高等中学校ニ入ルノ予備ヲ為スモノニシテ入学ノ生徒ヲ出スコト甚タ多ク目下必要欠クヘカラサルノ学校トス[4]

高等中学校への入学には、正規の学校を卒業するだけでは不可能であることを政府が認めてしまっているのである。制度としての学校体系は整ったものの、実態が追いついていないことの何よりの証左であった。

### （二）尋常中学校の教育水準の向上

一方で、尋常中学校の教育水準の向上を企図した動きも見られる。そもそも中学校令で府県税負担の中学校を一校に限定したのは、人的財的資源を集中させることによる尋常中学校の水準が意図されてもいるのである。九州地方では、尋常中学校をモデル校として選択と集中を図ることで、中学校の学力向上に向けて動こうとしていたことを、県会の議論を通して小宮山道夫が明らかにしている[5]。

そのような法令による水準向上策にとどまらず、さまざまな策がとられた。学区内での中学校長の会議と連絡制度がそれである。第五高等中学校の学区内では、第五中学校と九州の尋常中学校長が集まり、さまざまなことが議論されているが、尋常中学校の教育水準や教育内容に及ぶこともあった。たとえば、一八八九（明治二二）年一〇月の協議会では、連絡制度との関連で学年試験問題を送ることが決められている[6]。高等中学校に

接続しうるにふさわしい機関として整備していくことの必要性が見て取れるのである。

一八九〇（明治二三）年から高等中学校入試で実施された連絡制度は、教育が十分に整った尋常中学校の卒業生を無試験で入学させる制度であった。当初は公立中学校にのみ認められた制度であったが、私立学校側の運動の成果もあり、一八八二（明治二五）年から審査を通った私立中学校にも認められるにいたった。この連絡制度により先述の東京府の予備校群が正規の中学校として成立し、また高等中学校入学者における尋常中学校卒業生の割合が増えていくことを天野郁夫が明らかにしている。[7] また、厳平によれば、岡山中学校では連絡制度があるために転校してくるようなこともあったという。[8] 連絡制度の恩恵にあずかるには、一定の水準を満たすために学校の整備が必要であり、当然のことながら教育水準の向上に資することになったであろう。また、生徒にとっても、尋常中学校に通うことのメリットを実感できる制度でもある。すなわち学校と生徒双方に資する特典を利用して、尋常中学校と高等中学校を実質的につないでいこうという試みであった。

## 二、高等学校令以降（明治二十年代後半から明治三十年代前半）

### （一）専門教育・実業教育への注目と挫折

一八九四（明治二七）年の高等学校令により、高等中学校改め高等学校は「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」と定められた。高等教育機関の少なさを受けて、高等学校は専門教育を主として、進学予備教育を従とする機関に改めたが、一八九七（明治三〇）年の第三高等学校の大学予科の復活、一九〇一（明治三四）年の各高等学校医学部の医学専門学校への分離と第三高等学

表２　高等学校大学予科の在学者

| | | 第一 | 第二 | 第三 | 第四 | 第五 | 山口 | 鹿児島 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1886（明治27） | 大学予科 | 883 | 277 | — | 233 | 353 | 129 | 34 |
| | 予科 | 91 | 170 | 44 | 175 | 159 | 207 | 98 |
| | 予科補充科 | | | | | | | 61 |
| 1886（明治28） | 大学予科 | 917 | 330 | — | 333 | 509 | 157 | 29 |
| | 予科 | | 90 | | 53 | 67 | | 151 |
| | 予科補充科 | | | | | | | |
| 1886（明治29） | 大学予科 | 877 | 455 | — | 427 | 621 | 200 | — |
| | 予科 | | | | | | | — |
| | 予科補充科 | | | | | | | — |

各年度の『文部省年報』より作成
「予科」「予科補充科」は中学校令下で入学し、在学していた者
「—」は廃止のために該当者がいなくなったもの

校の専門学部の廃止、一九〇六（明治三九）年の第五高等学校工学部の分離により、高等学校は大学予科のみを擁する機関となった。

尋常中学校レベルにあっても、一八九四（明治二七）年の尋常中学校実科規定により実科を置くことが認められ、第一学年から実業課程を置く実科中学校も可能となった。そもそも、一八九一（明治二四）年の中学校令改正の際に、専修科を置くことが可能になっていたが、それをさらに進めた形である。この制度を実現させた井上毅は、中等教育機関への進学者には、①帝国大学までの進学を望む者、②中学校卒業で就職する者、③実業教育を受けたい者の三種がおり、①にばかり目を向けて③への注目が足らなかったことが実科導入の趣旨であるという。[9] しかし、実科および実科中学校はわずか四校で実施されたにすぎず、長くも続かなかった。[10] 菊池城司は、尋常中学校と高等中学校との接続関係が改善されはじめた時期であるということ、中学校上級学年の人数の少なさゆえの実科の実施困難、実科のカリキュラムが本科とほとんど変わらないことが原因であるとしている。[11] 谷口琢男は、井上が後の実業学校につながる実業教育機関の振興も同時に図っていることとの関係で、さまざまな実業教育機関の普及が実科中学校の衰退を生み出したと指摘している。[12]

このような専門教育・実業教育への注目が見られる一方で、尋常中学校と高等中学校の学力格差は埋まっていった。表2に示したように、予科補充科は一八九四（明治二七）年を最後に姿を消し、予科も一八九五（明治二八）年にはなくなった。これにより、尋常中学校と高等中学校は名実ともに学力的にも接続可能な体制が完成することになった。接続関係の円滑化は、尋常中学校の水準向上によるところも大きいが、高等学校令により二年制の高等中学校が三年制の高等学校に変わったことも大きい。第一高等学校や第三高等学校では、生徒の編入や転学に際して、高等中学校予科一級が高等学校一年に相当するものとして処理していたことを、筧田知義が明らかにしている[13]。つまり、この時期にあっても、中等教育と高等教育をどうつなぐかということに主眼が置かれているのである。

### （二）一八九九（明治三二）年の中学校令

一八九九（明治三二）年の中学校令は、中学校にアカデミックな性格を持たせることになった。同時に制定された実業学校令により、男子の中等教育段階は、高等普通教育を施す中学校、実業教育を施す実業学校に区分けされた。

しかし、中学校の卒業生の多くは、上級学校に進学するわけではなく、卒業後社会に出て行ったことも事実である。事実、中学校令改正後から一九〇一（明治三四）年の中学校令施行規則の制定までの間には、菊池大麓と澤柳政太郎との間の中学校の路線をめぐる対立も見られたが、中学校令施行規則によりアカデミックな路線は決定的なものになった[14]。

中学校の性格をめぐる揺らぎは教育内容をめぐる対立にとどまらない。中学校令では、卒業後のさらなる学

習のために補習科の設置が認められることになったが、そこでは一部の府県において実業科目を設定していた。[15] その目的規定を見れば、福島県の「高等ノ学校ニ入リ又ハ実業ニ就カントスル者ノ為メ」[16]、鹿児島県の「実業ニ就ク者等ノ為メ既修ノ学科ヲ温習補充セシムル為メ」といったように実業従事者への配慮が見て取れる。その結果、鹿児島県のように「重ニ実業ニ就ク高等学校ニ入ル者モ少カラス」と就職者が一定数いたような場合もあったが、実際にはあくまで規定上存在していたと評すべき状態であった。実業科目の設定といっても、簿記を置くくらいであったから、当然の帰結ではある。なお、福島県も鹿児島県も簿記すら設置しておらず、あくまで普通教育の延長線上での就職が想定されていたと考えるべきである。このような補習科のあり方は、補習科の学科目を本科中学校令施行規則により「補習科ト学科目ハ第一条ノ学科目（本科の学科目・引用者注）中ニ就キ之ヲ定ムヘシ」と規定されたことを受けて消滅した。補習科における実業科目の設置という手法は、準備教育と完成教育とのバランスの一つの解決策になりえた。しかし、現実には人的にも物的にも設置維持は難しく、結局のところ普通教育の延長線上の進路しか描けないという限界は、その後のさまざまな試みの帰結を象徴してもいる。

## 三、一九〇〇年代（明治三十年代後半以降）

### （一）学校間格差への注目と入試制度改革

一九〇〇年代に入ると、高等学校の入試制度がめまぐるしく変わることになった。一九〇〇（明治三三）年の入試日程の統一、翌一九〇一（明治三四）年の入試問題の統一、そして一九〇二（明治三五）年の総合選抜

制の導入と続いた。[17] このような制度改革が模索されるということは、それまでの学力格差はもはや問題となるレベルにはなく、入学希望者を切り捨てる手段として入学試験が変質したということに他ならない。明治三〇年代の高等学校入試改革をして、竹内洋は「猫の目入試改革のはじまり」と称したが、これ以降高等学校入試はしばしば制度改革に追われることになった。[18]

この時期は、東京に多くの予備校が設置された時期でもあった。既存の英語学校をはじめとして、専門学校令下で予科を運営しようとした私立大学も予備校事業に参画した。[19] 純然たる学力向上ではなく、選抜試験に通るため（他を蹴落とすため）の学力向上を図る生徒を収容するための機関としての予備校は、先述した高等中学校入学のための予備校とは趣を異にしている。

さらにこの時期には、青年向けの雑誌が受験に関心を向けはじめる。進学案内書は明治十年代から存在していたし、この時期にも存続していたが、逐次刊行物が可能な限り最新の情報を掲載するようになるという点が新しい。[20] 一八九八（明治三一）年に発刊した『中学世界』では、その初期から入試問題や学校案内を掲載していた。さらには、一九〇七（明治四〇）年からは毎年秋にその年の入試を総括する特集を組みはじめる。[21]

度重なる入試制度改革、選抜試験の通過を第一義とする予備校、逐次的に報じられる受験情報という、その後現代にまでつながる受験をめぐる諸装置が出揃ったのであった。なお、模擬試験は、遅くとも大正前期には実施されていることが分かっている。[22]

選抜装置として機能することになった高等学校入試では、一九〇五（明治三八）年から入試問題講評が出された。あくまで問題講評という体裁ではあったが、そこでは高等学校側の中学校観が語られることもあった。[23] 以下に示すのは、元文部省視学官で八高校長を務めていた大島義脩が一九〇九（明治四二）年の講評として記

したものである。

選抜試験ノ選定ハ中学校卒業者ノ学力程度ヲ標準トスベキハ勿論ニシテ従来兎角高尚ニ失セントスル弊アルニ省ミテ成ルベク之ヲ平易ニセントセラル、ハ謹ンデ其旨ヲ領スル所ナリ然レドモ其ノ平易ニ過グルモ亦不可ナル点ナキニアラズ蓋シ適当ナル問題ノ程度ヲ定ムルニ当リ其ノ難キニ過ギザル様注意スル外ニ猶顧慮スベキコトアリ

（一）試験ノ性質ガ選抜試験ナル以上ハ受験者ニ出来不出来ノアル問題ヲ選ブ必要アリ受験者大多数カ大差ナキ成績ヲ示ス如キ問題ヲ取ルコト能ハズ故ニ其ノ程度ハ中学校卒業試験問題ト選抜試験問題トヲ比較スレバ後者ハ前者ヨリモ若干高尚ナル程度ヲ維持スルコト試験ノ性質上当然ナルベシ

（二）中学校ニ於テハ其卒業者ノ全部ガ高等学校ノ選抜試験ニ応ジテ好成績ヲ示スヤウニ苦慮スルコトハ無用ナルベシ

高等学校ニテハ中学校卒業者ノ学力ヲ試ミントスルニアラズシテ卒業者相互ノ間ノ学力ノ差ヲ見ント欲スルナレバ其ノ試験ノ程度ヲ標準トシテ中学校ノ教授ヲナス必要ナシ高等学校ノ選抜率即志願者ニ対スル入学者ノ比ガ例ヘバ四分ノ一ナレバ中学校卒業者ノ四分ノ一ガ可ナリ満足ニ試験ヲ通過スルヤウニ準備スレバ足ルコトナリ高等学校ノ試験程度ガ中学校ノ教授ニ影響スルハ自然ノ勢ナレドモ中学校ニ於テモ亦相当ニ注意ヲ要スルコトナルベシ然ラザレバ高等学校ハ適当ニ自己ノ必要ニ応ズル試験ヲ行フコト能ハザルベシ(24)

そこでは、高等学校入試が中学校の定期試験よりレベルが高いのは、選抜試験である以上当然だという。しかも進学のみが中学校の目的ではないのだから、受験準備に偏した教育を行う必要はないとまでいうのである。中学校と高等学校をどうつなぐかということより、希望者をどう捌くかということに関心が向くのであり、中学校には無理をしてまで準備教育に傾倒する必要はないとまで言ってしまうのである。

### （二）中学校側の対応

一方の中学校では、進学準備教育には一定の力を注ぎつつも、実業教育を通した完成教育を考えはじめていた。明治二十年代の実科中学校の失敗、中学校令によるアカデミックな性格の確定があったにもかかわらず、再びそこに目を向けたのである。

その先鞭をつけたのは、またもや補習科であった。[25] 一九〇二（明治三五）年の第七回高等教育会議で補習科に「実業要項」を設置することが決まるも実現せず、一九〇七（明治四〇）年の全国中学校長会議で再び議論になった。全国中学校長会議では、「中学校補習科を最も有効ならしむる方法」という諮問に対して調査委員が示した答申案の中で「実地の業務に就かんとする者」のための補習科を設置することが示されたが、結論は持ち越しとなった。この件に関しては、一九〇九（明治四二）年の中学校長会議で承認された。

一方、一九〇八（明治四一）年四月の地方長官会議の牧野文相の訓示の中では、補習科に実業科目を加えることが奨励された。その訓示は以下の通りである。

……是まで中学校の補習科は多くは中学卒業生が高等学校の入学試験に応ずる準備を為す為めに利用せら

れたり今回の改正は其効用を一層多からしむ為め時に応用に適切なる新学科を加へしなり従来中学校を卒業したる者直ちに出でゝ実地の業務に就かんとするも普通学の素養あるに拘はらず業務上直接に必要とする実務的智識を欠くが他(ママ)め迂闊にして事務に適せずと云ふが如き非難を受くることは往々にして聞く所なり補習科に於て実業に関する科目を設くることを得しめたるは補習科を利用し如上の卒業生に対し其已に得たる普通学の素の養(ママ)上に簡単なる実業的智識を授け以て実務に従事する場合に便ならしめんとするに外ならず……場合に依りては実業科目を授くる補習科と普通科目を授くる補習科とは其部を分ち前者にありては全然実業科目のみを授くる組織となすの必要もあるべし幸にして此改正の目的功を奏し良好なる結果を顕はすに至らば多数生徒の処身の上に少なからざる利便を与ふべきを疑はず世間には今日の中学教育を以て単調に過ぎ修養尚ほ足らずとなし父兄も家庭の事情等を深く考慮することなく世の風潮に伴ひ子弟をして大学其外高等の学校に進学せしめ又子弟も其力を計らず濫りに同窓者と高等の学校に進み中途にして種々困難の事情に遭遇し終に廃学して方向を失ふ者少なからず此等の境遇にある生徒をして補習科の実科を修めしめ早く立身の計を為さば今日の学弊を救ふに大なる効能あるべしと信ず……但し補習科の実科は所謂速成にして変則なり他の一定の課程を備ふる高等の実業学校とは仕組目的を別にするものなれば此種補習科の為め純粋なる実業学校の奨励発達を妨宮するは本旨にあらず……(26)

補習科を通じて、正規の実業学校に比べれば「速成にして変則」なものを提供するというのだという。受験準備の補習科と実業補習科を別々に設置することがありうるということから、あくまで部分的な改革にとどまっているということも可能であるが、実業補習科設置の暁には、いたずらに上級学校を目指すという「学弊」

も少なくなっていくという見立てからは、単なる高等教育機関への階梯としての中学校とは異なる方向性を模索する政府の姿を見ることができる。

このような政府の意向を受けて、千葉中学校に実業補習科が設置されはしたが、うまくいかなかった。[27] その後一九一一（明治四四）年の中学校施行規則の改正により、本科に随意科目として実業科目を加設することが認められた。しかし、高止まる進学要求を前に、実業科目の設置が普及することはなかった。

## おわりに

明治二十年代前半にあっては、尋常中学校は上級教育機関の求める水準を満たしうる存在ではなかった。それゆえに尋常中学校と高等中学校には断絶が見られたが、一方で学区内の会議や連絡制度によってその教育水準を上げることも行われていた。その意味で、中等教育は高等教育に庇護される関係にあった。高等教育を正常に機能させるには、中等教育の発展が必要不可欠だったからである。

また、上級学校への進学ということに、殊更の疑義が呈されることもなかった。「学問ハ身ヲ立ルノ財本」として立身のための学問を奨励したのは学制序文であるが、明治二十年代にあっては明治初期からの流れが続いていたといえる。

一八九〇年代後半のさまざまな動きは、明治二十年代前半の状況を解決しつつ、後の時代の変化を準備することになった。そして、関係が変容するのが、一九〇〇年代に入ってからである。中学校の教育水準の高まりから高等学校入試が選抜試験の性格を強めていく中で、高等教育と中等教育の関係は対抗的な関係へと変わる

のであった。一九〇〇年代に入っても、高等教育機関側は中学校卒業生の学力の低さを嘆きはする。しかし、だからといって、中学校に何ら働きかけないどころか、上級学校進学準備にひた走る中学校を批判するのである。そこに、明治二十年代に見られた両者の関係は見出せない。

このような関係は、後まで続いていくことになった。一九一八（大正七）年の高等学校令改正にともない四修が導入されたが、それが議論された臨時教育会議では年限短縮をめぐって中学校と高等学校は鋭く対立することになった。また、その後も四修に反対しつづける中学校に対し、高等学校側は学力的に問題ないと冷たく突き放すのである。[28] 入試問題講評は後に『文部時報』に掲載されるようになるが、そこで語られる内容は本質的に変化していない。それどころか、中学校長側も上級諸学校の入試問題講評を発表し、上級学校側の姿勢を批判するのである。[29] 中等教育と高等教育をめぐる状況は変化しているのだが、そこでの対抗関係は本質的に変わりない。

一八九九（明治三二）年の中学校令と一九〇一（明治三四）年の中学校令施行規則により中学校の体制が確立し、アカデミックな性格を持つことになった中学校側も、進学準備一辺倒に走ったわけではなく、実業教育を中学校の中に入れようとした。このような試みは、進学準備機能は一定程度満たしうる存在になった上で行われているという点で、明治二十年代に見られた実業教育の導入とは趣が異なるが、その帰結は全く同じであった。その意味で、実業科目による完成教育は、「結果的に進学しない場合でも進学する者と同じアカデミックな教育を受けたいという住民や生徒本人の強い希望によって完全に否定された」[30]という米田の指摘は正鵠を射ている。

しかし、これらの試みは、準備教育を満たした上で、かつ完成教育をも担う機関という、中学校教育の独自

性を持たせる試みだったともいえる。全員が進学できるわけでもなく、高等教育機関側からは準備教育への傾倒を諌められる中で、中学校としての独自性の模索の過程でもある。しかし、学校階梯の中位にある中等教育段階の学校において、その模索とは苦悩の始まりでもある。時代は下るが、大正期の臨時教育会議における年限短縮の議論で、どの学校も年限短縮を拒む中で、消去法的に中学校が年限短縮の対象に選ばれてしまうことが、正系ルートに属する中学校の苦悩を端的に示している。

明治後半期は、中等教育と高等教育とのアーティキュレーションが確立した時期であった。しかし、後々まで続いていく問題を表出させた時期でもあったのである。

注

（1）ただし、すべての高等教育相当の機関が、正系ルートに収斂されていくわけではない。戦前期にあって、一貫して文部省所管にはならなかったものに軍学校がある。中等教育後の進路として重要な位置を占めているが、行論の都合上議論はしない。軍学校への進学に関する研究の主要なものとしては、斉藤俊彦『競争と管理の学校史―明治後期中学校教育の展開』（東京大学出版会、一九九五）、広田照幸『陸軍将校の教育社会史―立身出世と天皇制』（世織書房、一九九七）がある。

（2）寺崎昌男「日本における近代学校体系の整備と青年の進路」『教育学研究』第四四巻第二号（一九七七）。

（3）神辺靖光『明治前期中学校形成史　府県別編一』（梓出版社、二〇〇六）、同『明治前期中学校形成史　府県別編二　環瀬戸内海』（梓出版社、二〇一三）、同編著『明治前期中学校形成史　府県別編三　東日本』（梓出版社、二〇一四）より各府県の中学校設置の経緯を見れば、高等教育機関への進学についての配慮は皆無ではないが、中学校は小学校卒業者でさらなる修学を望む者への対応として要請されることが多かった。

（4）『文部省第十六年報』（一八八九）五五頁。
（5）小宮山道夫『学校間接続関係の形成と近代教育政策の地方における受容過程に関する実証的研究』（平成二二～二四年度科学研究補助金研究成果報告書）（二〇一三）。
（6）「廿二年十月十四日ヨリ仝十月十七日ニ至ル第五高等中学校設置区域内各県協議会決議」。本論では、小宮山道夫『熊本大学五高記念館所蔵第五高等中学校史料―協議会・高等中学校長会議関係―』（平成二〇・二一年度科学研究費補助金研究成果報告書）（二〇一〇）の一〇三～一〇四頁に影印されたものを参照した。
（7）天野郁夫『試験の社会史』（東京大学出版会、一九八三）二〇七～二一二頁。また、『日本中学校五十年史』（日本中学校、一九三七）一〇四～一一二頁には、日本中学校が連絡制度の対象となるために提出した請願書も含めて詳述されている。
（8）厳平『三高の見果てぬ夢――中等・高等教育成立過程と折田彦市』（思文閣出版、二〇〇八）。
（9）海後宗臣編『井上毅の教育政策』（東京大学出版会、一九六八）二六三～二六六頁（菊池城司執筆部分）。
（10）この時期の実科および実科中学校については、谷口琢男「明治中期の中等教育改革――尋常中学校実科構想とその事例の考察を中心として」『茨城大学教育学部紀要』第一八号（一九六九）、同『日本中等教育改革史研究序説―実学主義中等教育の摂取と展開―』（第一法規出版、一九八八）に詳しい。
（11）前掲『井上毅の教育政策』二七一～二七三頁。
（12）前掲「明治中期の中等教育改革――尋常中学校実科構想とその事例の考察を中心として」同第一八号（一九六九）八六頁。
（13）筧田知義『旧制高等学校教育の成立』（ミネルヴァ書房、一九七五・再版二〇〇九）一二二～一二六頁。
（14）この間の経緯については、米田俊彦『近代日本中学校制度の確立―法制・教育機能・支持基盤の形成―』（東京大学出版会、一九九二）に詳しい。

(15) この時期の補習科をめぐる問題は、別稿にて詳論することにする。

(16) 「各府県中学校補習科調」『梅川卓家文書一〇』（大阪府公文書館所蔵、K0-0010-111）六五～六六頁。なお、この段落の引用部分はすべてこの文書による。

(17) この時期の高等学校入試の詳細は、吉野剛弘「明治後期における旧制高等学校入試―文部省の入試政策と各学校への影響を中心に―」『慶應義塾大学社会学研究科紀要』第五二号（二〇〇二）を参照されたい。

(18) 竹内洋『立志・苦学・出世――受験生の社会史』（講談社現代新書、一九九〇）二四頁。

(19) この時期の予備校については、吉野剛弘「近代日本における予備校の歴史」『慶應義塾大学社会学研究科紀要』第四八号（一九九九）、同「明治後期における旧制高等学校受験生と予備校」『慶應義塾大学社会学研究科紀要』第五一号（二〇〇〇）を参照されたい。

(20) 進学案内書の詳細は、菅原亮芳『近代日本における学校選択情報――雑誌メディアは何を伝えたか』（学文社、二〇一三）、菅原亮芳編著『受験・進学・学校――近代日本教育雑誌にみる情報の研究』（学文社、二〇〇八）を参照されたい。

(21) 『中学世界』における受験・進学情報の詳細は、吉野剛弘「雑誌『中学世界』にあらわれた受験・進学情報」『中等教育史研究』第一七号（二〇一〇）（菅原亮芳編著『近代日本人のキャリアデザイン形成と教育ジャーナリズム』（高崎商科大学、二〇一一）に再掲）を参照されたい。

(22) 『法政大学予科東京高等予備校学則』（一九一八）には、年四回開催される模擬試験の案内が掲載されている。

(23) この時期の入学試験講評の詳細は、吉野剛弘「改正高等学校令前の高等学校入試の講評にみる入学試験観と学校間格差」『中等教育史研究』第一〇号（二〇〇二）を参照されたい。

(24) 文部省専門学務局『明治四十二年高等学校大学予科入学者選抜試験報告』二六〇～二六一頁。

(25) 高等教育会議や全国中学校長会議における補習科をめぐる議論の詳細は、吉野剛弘「明治後期における旧制中学校

補習科関係法令の変遷とその影響」『人間と社会の探求』第七六号（二〇一三）を参照されたい。

（26）「牧野文相の訓示」『教育学術界』第一七巻第二号（一九〇八年五月一〇日）一一二頁

（27）千葉中学校の実業補習科については、別稿にて詳論することにする。

（28）吉野剛弘「大正後期の旧制高等学校入試における「四修」について―第七高等学校造士館を中心に―」『大学史研究』第一七号（二〇〇一）、「文部省の調査にみる大正後期の旧制高等学校入試における「四修」」『大学史研究』第二〇号（二〇〇四）。

（29）吉野剛弘「高等学校入試における中学校と高等学校との相克―一九三〇（昭和五）年の高等学校入試の講評の分析を通して―」田中克佳編著『「教育」を問う教育学』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六）所収。

（30）前掲『近代日本中学校制度の確立―法制・教育機能・支持基盤の形成―』二六六頁。ただし、同書は一八九九（明治三二）年の中学校令前後を主題としているため、後の時代のことを実証しているわけではない。

（別記）本論文は、科学研究費補助金（「学校内受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科の歴史的研究」・課題番号：二三七三〇七六五）の助成を受けたものである。